

令和2年9月28日

株式会社 木彩屋 行動計画

全ての従業員が仕事と生活の調和を図ることができ、かつ、女性従業員がその能力を十分に発揮し活躍することができる働きやすい職場環境を整備するため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和2年11月1日～令和7年10月31日までの5年間

2. 目標、取組内容及び実施時期

目標1：業務の見直し及び変形労働時間制・労務管理ソフトの導入等により、法定時間外労働を削減する。(次世代法)

<取組内容及び実施時期>

- ①令和2年11月～ 労働時間と業務内容・分担を中心に、現状を把握して課題を抽出する。
- ②令和2年12月～ ①を踏まえ、業務のあり方、進め方及び分担の見直しを行うとともに、採用する変形労働時間制及び導入する労務管理ソフトについて検討する。
- ③令和3年 1月～ ②を踏まえて決定した内容を、順次実施する。
- ④令和4年 1月～ 過去1年の状況を把握し、以降PDCAサイクルを実施する。

目標2：年10日以上の子次有給休暇が付与される全ての従業員が、年6日以上の子次有給休暇を取得する。(次世代法・女活法)

<取組内容及び実施時期>

- ①令和2年11月～ 年次有給休暇の取得状況を把握する。
- ②令和2年12月～ 従業員から取得時季の予定・希望を適時聴取するとともに、「目標1」の取組みと一体的に実施することにより、計画的な取得に努める。
- ③令和3年 6月～ 過去半年の状況を把握し、目標達成に向けた検討会を開催する。
- ④令和3年12月～ 過去1年の状況を把握し、以降PDCAサイクルを実施する。